

長久手市議会議員

# さとう ゆみ



## 議会報告

No.3 2012年1月

〒480-1155  
長久手市平池409-A103  
Tel&Fax 0561-76-7811

E-mail: info@satoyumi.net

ブログ「きらめく未来づくり日記」日々更新中  
<http://ameblo.jp/satoyumi-nagakute/>



新たな年が始まりました。トップが代わって約4カ月、1月4日には市に移行し、長久手は転換期を迎えています。12月議会に今年4月から部の名称を変更する議案が出され、可決されました。「まちづくり推進部」は「企画部」に、「生活環境部」は「市民生活部」に、「保健福祉部」は「福祉部」に変わります。また、市長の直轄部隊をつくり、「絆プロジェクト」の施策を具体的にすすめていくようです。私は議員として、行政のすすめることをよく確認していきます。今年も、みなさまからのたくさんのご意見をお待ちしております。

### さとうゆみ議会報告会

2月4日(土) 14時～16時  
3月3日(土) 14時～16時  
長久手交流プラザ  
申し込みは不要ですので、お気軽にお越しください。

### 12月議会から

## 「ござらっせ」と「あぐりん村」の指定管理者の指定 5年を3年とする修正案に議員全員が賛成

今議会に、(株)長久手温泉を引き続き平成24年4月から5年間温泉交流施設「ござらっせ」および田園バレー交流施設「あぐりん村」の指定管理者とする議案が行政側から出されました。

「温泉の利益が右肩下がりの中で5年とするのは心配」「議員の任期は4年であり、任期中に見届ける責任があるため3年にすべき」「3年前も5年を3年とする修正案を出し可決しているのに、今回5年で出したのは根拠に乏しい」などの声が相次ぎ、議会側から「指定期間5年を3年とする修正案」を提出しました。

最終日の本会議採決では、議員全員が修正案に賛成をし、可決されました。

「ござらっせ」は、今年度中間決算(4月～9月)では、**1,900万円もの赤字**です。その原因は、近隣に類似施設がいくつかでき、入場者が大幅に減ったためとのことです。

岩盤浴をつくった平成21年度も、リニューアル費用がかさみ、「ござらっせ」は年間で**1,600万円の赤字**でした。

(株)長久手温泉は、市が所有する建物と駐車場を無償で使用しています。さらに、年間70万円ほどの建物の火災保険も市が支払っています。普通の民間企業であれば当然負担すべき経費を支払っていないにもかかわらず、平成22年度は売上高約4億4,000万円に対し、経常利益は約100万円しかありませんでした。一体、どのような経営の仕方なのか明らかにする必要があります。

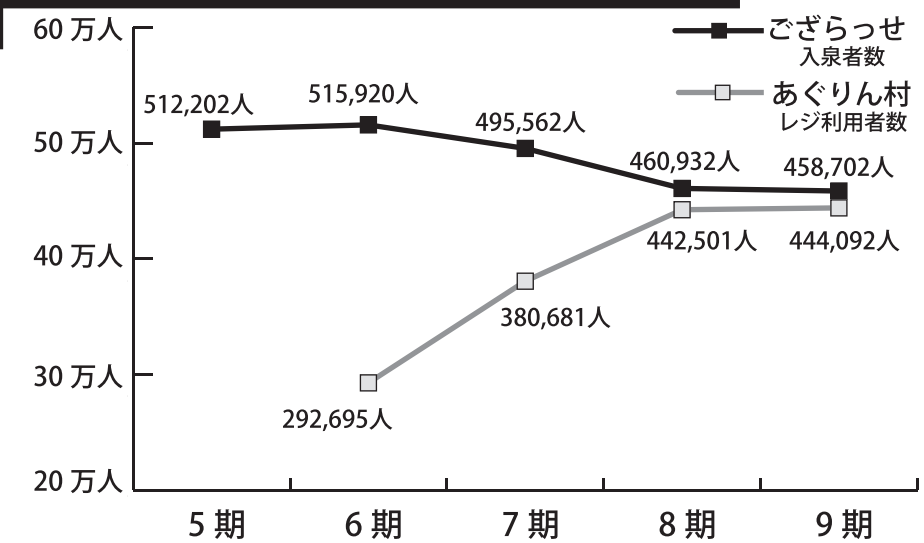
(株)長久手温泉は、「ござらっせ」と「あぐりん村」の両方の経営を行っており、決算は1本です。「あぐりん村」は順調に売り上げが伸びており、「ござらっせ」で利益が出ない分を「あぐりん村」の利益で補って経営をしています。本来、(株)長久手温泉は「ござらっせ」の管理・運営を目的に設立された会社ですので、「あぐりん村」の利益に頼らない安定した経営をしていかなければなりません。

長久手温泉の営業実績

▲はマイナス

	ござらっせ		あぐりん村	
	売上高	経常利益	売上高	経常利益
第5期 H18.4/1～H19.3/31	50400万円	800万円		
第6期 H19.4/1～H20.3/31	50100万円	5000万円	32100万円	▲2300万円
第7期 H20.4/1～H21.3/31	46200万円	2000万円	47700万円	1700万円
第8期 H21.4/1～H22.3/31	43200万円	▲1600万円	54800万円	2000万円
第9期 H22.4/1～H23.3/31	44000万円	100万円	57700万円	2500万円

「ござらっせ」入泉者数と「あぐりん村」レジ利用者数



## (株)長久手温泉はブラックボックス!?

今年度4月から9月までの半年間を見ると、8月のみ利益が出ており、それ以外はマイナスです。さとうゆみは、「ござらっせ」がどのように経営されているのか実態を把握するため情報公開請求をしました。その結果、市は月次報告書などの金額の部分を「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」との理由をつけ、真っ黒に塗って出してきました。これでは経営の内部、特にお金の動きが全く見えません。(株)長久手温泉は、市が税金を使って60%出資している会社です。損失が出たときには住民が納めた税金で補てんすることになるので、市はこのような非公開の姿勢であってはならないと考えます。

Q (株)長久手温泉とは何?

A 平成14年に温泉経営を目的に設立された第三セクターの会社です。出資比率は、長久手市が60%、あいち尾東農業協同組合が10%、瀬戸信用金庫が10%、長久手市の商工会が10%、名古屋鉄道株式会社が10%です。昨年11月までは加藤梅雄前長久手町長が社長を務め、現在は鈴木孝美長久手市副市長が社長を務めています。取締役、監査役に市の職員が就任しています。

Q (株)長久手温泉は何をしているの?

A 「ござらっせ」と「あぐりん村」の管理・運営を、市から指定されまかされています。それ以外の事業は行っていません。

## 市が洞小学校の適正な学校規模は

## 場当たりなすすめ方でした

- Q** 急きよ、プレハブ校舎での対応を5年間から2年間にし、新たな校舎の増築を早めることにしたのはなぜか。
- A** 教育文化部長 「その方が子どもたちにも有利と判断した。」
- Q** 2年間のみ使用するプレハブ校舎に1億5,000万円以上の税金が使われる。もっと早く校舎増築計画を立てるべきではなかったか。
- A** 教育文化部長 「当初からまずはプレハブ校舎で対応するつもりだった。」
- Q** 6年後には市が洞小学校の生徒数が1,289人になるという推計がある。学校関係者からは1,000人を超えると学校運営に支障が出るとの声があるが、考慮しないのか。
- A** 教育文化部長 「将来にわたりすべての児童を受け入れられるとは考えていない。引き続き学区の適性を審議していく。」
- ※市が洞小学校は、平成24年4月～26年3月までプレハブ校舎で対応し、平成26年4月～増築校舎で対応。

さとうゆみの考え

市の教育部局は、昨年9月の時点で「プレハブ校舎で5年間対応し、その間に計画的な学区編成を行い将来の児童数を見極め必要な教室数を増築する。」としていました。しかし、信じられないことにその1カ月後には、急きよ「プレハブ校舎を2年間に短縮し、新たな校舎の増築を早める。」と大きく方針転換しました。

プレハブ校舎での対応を2年間に短縮したため、将来の児童数を見極めることができない今の段階で、慌てて新たな校舎の設計委託を出しています。あまりにも無計画なすすめ方です。さらに「校舎の増築をするが、将来にわたりすべての児童を受け入れられるとは考えていない。」ともっており、今後の見通しをどのように考えているのか全く見えてきません。

校舎増築計画を早く立てておけば、プレハブ校舎のために1億5,000万以上の金額は必要なく、老朽化した長久手小学校や西小学校のトイレの大規模改修に使えたはずで、今後、しっかりとビジョンを持ち、住民のみならずの意見を取り入れてすすめていかなければならないと考えます。

## 西小学校区に児童クラブの設置を

## 現状のまま放置！？

- Q** 西小学校区にだけ児童クラブを設置していない理由は何か。
- A** 保健福祉部長 「西小学校区には、長久手学童保育所があり、放課後子ども教室も開設しているため。長久手学童保育所は定員を超えているが、実利用人数は定員を下回っており、現状で対応できている。」
- Q** 「西小学校に児童クラブはないが、他の小学校区にない放課後子ども教室があるからよいではないか」との町の考え方がある。違いをどのように認識しているか。
- A** 保健福祉部長 「双方とも放課後児童の対策事業として位置付けている。」
- Q** 放課後子ども教室は、4月は開室しておらず、夏休みも午後しか開いていないため不十分ではないか。
- A** 教育文化部長 「実施要綱を改正し、来年度からは4月から開始する。」

さとうゆみの考え

現在、西小学校区にだけ児童クラブがありません。今ある6つの小学校区の児童クラブのうち2つの児童クラブでは、待機児童が出るほどのニーズがあり、西小学校区においても必要だと考えます。

市が行っている放課後児童の対策事業は、大きく分けて3つあります。1つ目は「学童保育所」、2つ目は「児童クラブ」、3つ目は「放課後子ども教室」です。内容も、利用するための保護者の金銭的な負担も大きく異なります。

保健福祉部長の答弁は、「学童保育所」と「児童クラブ」と「放課後子ども教室」を名称などもごちゃごちゃに答えており、本当に中身を理解しているのか疑問でした。「学童保育所」と「児童クラブ」は子育て支援課の担当であり、「放課後子ども教室」は生涯学習課の担当です。市職員は、「課が違うから」と言い訳をするのではなく、これらを放課後の児童対策事業としてトータルで考え、充実させていかなければなりません。

## 所得が低い層に属する納税義務者に実質的な減税を

- Q** 平成23年度、個人町民税の納税義務者の中で課税標準額200万円以下の方が占める割合は全体の何%か。
- A** 生活環境部長 「12,763人で、全体の納税義務者数22,817人のうちの56%にあたる。所得割額は、7億3,776円で全体の約21%にあたる。」
- Q** 所得の低い層に属する住民に対して、どのような施策を行っているのか。
- A** 生活環境部長 「町民税は減免事項を定め、運用している。保育料、国民健康保険などは所得に応じた負担とし、就学援助費や私立幼稚園就園奨励費は所得制限を設けて助成している。」
- Q** 課税標準額200万円以下の納税義務者に、何らかの形で還元する実質的な減税を行ってはどうか。
- A** 総務部長 「教育、福祉などの行政サービスの実施のため地方債などを借入れているので、還元より減債や借入れ金の抑制を優先したい。」

さとうゆみの考え

課税標準額とは、総所得から各種控除額（社会保険料や基礎控除、医療費控除、配偶者控除など）を引いた金額です。市民税には、均等割（一律3,000円ですが、所得によってはかかりません）と所得割（税率6%）があります。平成23年度、所得割を納める納税義務者の中で、課税標準額200万円以下の方が占める割合は56%でした。所得が基準以下のため所得割はかからないが均等割のみを納めている納税義務者も含めると、全体の59%にもなります。

長久手においては、課税標準額1,000万円以上の方が納める所得割の額が、所得割額全体で最も高い割合を占め、生活格差の二極化が顕著です。所得割の税率は、地方税法上自治体で一律でなければならないと決まっております。所得が低い層に限って税率を下げることはできません。そこで私は、いったん受け取った税金を、所得が低い層に何らかの形で還元する実質的な減税を提案しました。

現在、就学援助制度など、生活保護世帯や所得が特に低い住民を対象とする支援はありますが、市は、もう少し幅広い層にきめこまやかな施策をすすめていくべきです。

3月議会一般質問の予定

3月5日(月), 6日(火), 7日(水)

市制施行に伴い長久手町議会は長久手市議会となりました。他市の例からも、市になると議員報酬が上がる傾向にあります。1月23日に開催された「長久手市特別職報酬等審議会」では、「今後、議員報酬を増額すべき」との答申を市に出す方向で話がすすめられています。長久手は単独で市に移行するため、議員の仕事は基本的には変わりません。市になるからといって即座に議員報酬を上げるとするのは、あまりにも安易です。